

広 情 審 第 3 号

平成22年3月12日

〇〇〇〇〇〇 様

広島市情報公開審査会

会長 佐 伯 祐 二

存否応答拒否決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成21年8月28日付け広〇〇第157号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第42号関係）

答 申 書

平成21年8月28日付け広〇〇第157号で諮問のあった事案（諮問第42号で受理）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

「〇〇被告の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の経緯がわかるもの」という公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、〇〇〇〇〇〇（以下「実施機関」という。）がその存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当です。

2 異議申立ての趣旨

平成21年8月20日付け異議申立ての趣旨は、異議申立人（以下「申立人」という。）が同年7月30日付けで行った本件開示請求に対し、実施機関が同年8月12日付け広〇〇第148号で行った存否応答拒否決定（以下「本件拒否決定」という。）の取消しを求めるというものです。

3 申立人の主張の要旨

異議申立書及び口頭意見陳述での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

(1) 本件開示請求の経緯等

[illegible]

(2) 本件拒否決定については、次の理由により取り消されるべきである。

[illegible]

イ 本件事件に関する起訴は、被告人の就業中の行為であるから、地方公務員としての行為であり、また、広島市は被告人への懲戒処分を行っておらず、給与も支払われているから、職務遂行中の行為である。

ウ 本件開示請求の内容は、上記ア及びイの理由により、条例第 7 条第 1 号ア及びエに該当するもので、開示すべき情報であるにもかかわらず、実施機関により違法な本件拒否決定がなされた。

実施機関の説明書、意見書及び口頭意見陳述での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

- ア 職員が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に関する情報を何人でも閲覧することができるとする法令の規定はないこと。

イ 実施機関において調べた範囲内においては、本件開示請求に係る被告人の情報についての報道はなされておらず、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が公になっているとまでは言えない状況であること。

ウ 被告人の刑事裁判の訴訟記録は、刑事訴訟法第53条の規定上、事件の終結まで閲覧することはできないため、現時点では、当該被告人が当該訴訟において、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇旨発言したかどうか確認することができないこと。

エ 刑事裁判において訴訟関係者の個人情報が開披されることがあるとしても、裁判上の必要性によるものであり、公開法廷での審理において明らかにされた個人情報一般に公にされるべきものであるということとはできないと考えられるため、申立人が主張するように公開法廷の場で、個人に関する情報の一部を傍聴することができたとしても、直ちに開示請求のあった情報が公にされているものということとはできない。

- (2) また、申立人は、被告人の起訴された行為は、地方公務員としての就業中になされ、懲戒処分も行われていないことから、職務遂行中の行為であり、条例第7条第1号本文には該当せず、同号エを適用し、開示すべき情報であると主張する。

- 2-

(3) 上記(1)及び(2)の理由から、条例第 10 条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件拒否決定を行った。

当審査会としては、広島市情報公開条例（平成１３年広島市条例第６号。以下「条例」という。）の規定に即して検討した結果、以下のとおり判断します。

イ 本件存否情報は、特定の個人である被告人の名前を含むもので、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」であり、条例第 7 条第 1 号本文に該当するものと認められます。

申立人は、本件存否情報が、条例第7条第1号ア及びエに該当し、開示すべき情報である旨主張していますので、以下、同号ただし書き該当性について検討します。

(ア) 申立人は、被告人が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇ことについては、裁判所において公開法廷の場で裁判長が被告人本人に確認し、被告人もこの事実を認めているとして、当該情報は、条例第7条第1号アに規定する「法令(条例を含む。以下同じ。)の規定により、何人でも閲覧することができるとされている情報」に該当する旨主張しています。

- 3-

(ウ) 以上のことから、本件存否情報は、条例第 7 条第 1 号アには当たらないと認められます。なお、申立人が主張する公開法廷の場で傍聴することができた情報の取扱いについては、下記イで検討します。

(ア) 条例第7条第1号イには、同号ただし書きに該当する情報として、「公にすることについて、本人が同意していると認められる情報」が規定されています。公開法廷の場で、発言された内容は、これに該当するのかが検討します。

(ウ) 以上のことから、本件存否情報を公にすることについて、被告人の同意を認めることはできず、条例第 7 条第 1 号イには当たらないと認められます。

本件存否情報については、条例第7条第1号ウに規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当する事柄は認められません。

- 4 -

遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当するため、開示すべき情報であると主張しています。

- [illegible]

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりです。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
2 1 . 8 . 2 8	広〇〇第 1 5 7 号の諮問を受理（諮問第 4 2 号で受理）
2 1 . 1 0 . 2 0 （第 1 回 審 査 会）	審 議（諮問第 4 2 号の事案の概要説明）
2 1 . 1 1 . 1 0 （第 2 回 審 査 会）	審 議（異議申立人及び実施機関の口頭意見陳述）
2 1 . 1 2 . 2 2 （第 3 回 審 査 会）	審 議
2 2 . 2 . 9 （第 4 回 審 査 会）	審 議

参 考

広島市情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名
片 木 晴 彦	広島大学大学院法務研究科教授
金 谷 圭 子	弁護士
佐 伯 祐 二 (会 長)	広島大学大学院法務研究科教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授
吉 村 知 子	中国新聞社論説委員